

『安中市磯部温泉地区バリアフリー基本構想等検討協議会』  
市民公募委員募集要領

(目的)

第1条 この要領は、安中市磯部温泉地区バリアフリー基本構想等検討協議会設置要綱(以下、「要綱」という。)第10条の規定に基づき要綱第3条第6号で規定する委員(市民の代表)のうち、市民の中から公募により決定する委員(以下「市民公募委員」という。)の募集に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市民公募委員の数)

第2条 市民公募委員の数は、2人以内とする。

(応募の資格)

第3条 市民公募委員に応募することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)バリアフリーに関心があり、安中市の在住者、在勤者、在学者であって、満18歳以上の者で、平日昼間開催の会議に出席できる者。

(2)応募の時点において、市職員、市議会議員又は2以上の市の審議会等(市の付属機関又は市長の諮問機関として設置されている会議をいう。)の委員でない者。

(募集方法)

第4条 市民公募委員の募集については、市ホームページ又は広報あんなかに掲載することにより行う。

(応募方法)

第5条 市民公募委員に応募しようとする者は、応募申込書に必要事項を記入の上、市長に申し込まなければならない。

(選考)

第6条 市長は、前条の規定により応募した者について、応募申込書をもとに選考し、その結果について、応募した者全員に通知する。